

## ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 7 月 1 2 日  
商工観光労働部企業振興課

### (趣旨)

第 1 条 県は、エネルギーや物価の高騰により影響を受けている県内ものづくり企業について、その影響の緩和と事業拡大を促進するため、予算で定めるところにより、県内企業に対して補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する者で、会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第 2 条第 1 項に規定する旧有限会社を含む。）であること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類 E 製造業に属する産業を営む者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (6) その他、補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにそれについての補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

### (申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

- 2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 申請者の概要が分かる資料（パンフレット、定款等）
- (5) 履歴又は現在事項全部証明書（交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (6) 過去2年分の決算書
- (7) 予算積算の根拠となる見積書、機器の概要が分かる資料等
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画書の内容に変更がないと認められる場合における補助対象経費の20パーセント以内の増減
- (2) 補助目的及び事業の執行に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更

（計画変更の承認等）

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき  
補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき  
補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき  
補助事業遅延等報告書（別記様式第7号）

2 知事は、前項の報告を受けたとき、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第8号又は別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月8日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（1）事業実績書（別記様式第1号）

（2）収支決算書（別記様式第2号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第11号）を知事に提出してこれを受けなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行し、令和5年度の予算に係るものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
<p>エネルギーや物価の高騰により影響を受けた県内ものづくり企業が行う事業であって、補助対象経費の合計が500万円以上となるもの。</p> <p>ただし、国、県及び市町村による他の補助金を受けていないものに限る。</p>	(1) 省エネルギー、省コスト化につながる設備改修に要する経費	1 / 2 以内	2,000万円 (ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
	(2) 生産ラインの自動化などの生産プロセスの改善に要する経費		
	(3) 将来を見据えた事業の新展開に向けた設備改善に要する経費		
	(4) 上記(1)~(3)の事業を効果的に実施するためのコンサルティングに要する経費		

※ 補助対象経費には付帯工事及び設備の稼働に必要なシステム構築に係る経費を含む。